

2019年春号

京都税理士法人

京都府京都市南区吉祥院九条町 30番地1
江後経営ビル

TEL : 075-693-6363 / FAX : 075-693-6565

Topic

相続税の納税者は約 25 万人

平成 27 年の相続税の改正による影響で、同年の相続から相続税を納める相続人の数は急増し、29 年中の相続では、25 万人弱が相続税を納めることとなりました。



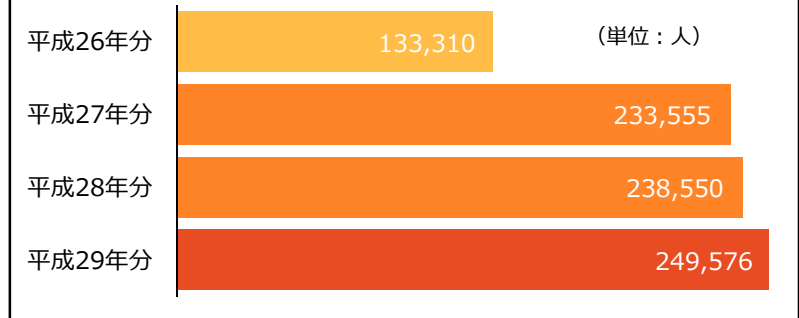
相続税額は 2 兆円を突破！

右は国税庁の発表資料*から、相続税を納める相続人の数（以下、相続人数）について、26 年分より 4 年分を抜き出したグラフです。

27 年分から相続人数が急増しています。これは、27 年 1 月 1 日以後に開始した相続から、相続税を計算する上で、課税価格の合計額から控除する“基礎控除額”が引下げられた影響によるものです。その後も年々増加し、29 年分では 25 万人に迫る勢いとなっています。

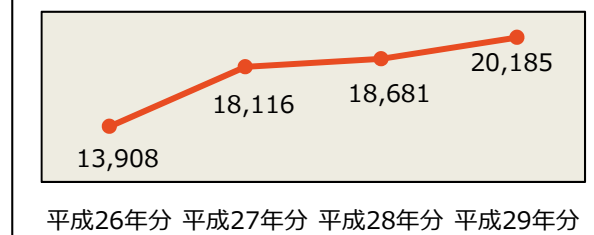
なお、この改正の影響により、納める相続税額も 27 年分から急増しています。具体的な数値で示すと右のとおりです。26 年分が 1 兆 4,000 億円弱だったのに対し、27・28 年分では 1 兆 8,000 億円台となり、29 年分では 2 兆円を超えました。

相続税の納税者である相続人数



参考：国税庁「平成 27 年分の相続税の申告状況について」「平成 29 年分の相続税の申告状況について」

相続税額 (単位：億円)



参考：国税庁「平成 27 年分の相続税の申告状況について」「平成 29 年分の相続税の申告状況について」

*国税庁「平成 29 年分の相続税の申告状況について」他 http://www.nta.go.jp/information/release/pdf/3012_01.pdf 他

～2019年春号 目次～

相続税の納税者は約 25 万人 1	保険金受取人を複数人にする時の注意点 6
財産から控除できる葬式費用とは？ 2	体温を上げて、健康な毎日を守りきる！ 8
相続させない方がよい不動産 4	

財産から控除できる葬式費用とは？

相続税を計算する時、葬式費用は財産から控除することができます。では、具体的にどのようなものが、葬式費用として控除できるのでしょうか？

Question

相続税の申告書を作成するにあたり、必要書類等を収集しています。

葬式費用については、相続税の計算上、財産から控除できるものとできないものがあると聞きました。具体的にどのようなものが控除できるのか、教えてください。

Answer

相続人等が負担した「葬式費用」は、相続税の計算上、財産から控除します。

ただし、この控除ができる「葬式費用」は限定されています。例えば相続人等が負担した通夜や告別式の費用は「葬式費用」となりますが、香典返しの費用は「葬式費用」に該当しません。

「葬式費用」となるもの、ならないもの

葬式費用は亡くなった人（以下、被相続人）が負担するものではありませんが、相続が発生することによって必然的に生ずる費用です。相続税を計算する上では、相続人等が負担した一定の「葬式費用」は、財産から控除することができます。

「葬式費用」となるのは、次の費用です。

「葬式費用」となるもの

- ① 葬式若しくは葬送に際し、又はこれらの前において、埋葬、火葬、納骨又は遺がい若しくは遺骨の回送その他に要した費用（仮葬式と本葬式を行うものにあつては、その両者の費用）
- ② 葬式に際し、施与した金品で、被相続人の職業、財産その他の事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用
- ③ ①又は②で掲げるものの他、葬式の前後に生じた出費で通常葬式に伴うものと認められるもの
- ④ 死体の搜索又は死体若しくは遺骨の運搬に要した費用

一方で、次の費用は「葬式費用」とはみなされず、財産から控除することはできません。




「葬式費用」とならないもの

- ① 香典返戻費用
- ② 墓碑及び墓地の買入費並びに墓地の借入料
- ③ 法会に要する費用
- ④ 医学上又は裁判上の特別の処置に要した費用

次ページにて、具体例を見ていきましょう。



葬式費用となるかどうかの具体例

病院や自宅から葬儀会場までの回送費	➔	○ 葬式費用になります	
通夜、告別式の費用	➔	○ 葬式費用になります	
		葬儀社への支払いの他、当日に通常要する飲食代、車代、お布施等も、葬式費用になります	
火葬料	➔	○ 葬式費用になります	
通夜のふるまい	➔	○ 葬式費用になります	
		式場のお料理のみならず、近くのスーパーなどで購入した食事・菓子類も、葬式費用になります	
位牌	➔	× 葬式費用になりません	
礼服のレンタル料、着付け代	➔	× 葬式費用になりません	
相続人からの供花	➔	○ 葬式費用になります	
		相続人以外からの供花は、葬式費用になりません	
初七日法要費用	➔	× 葬式費用になりません	
		告別式当日に初七日を行う場合は、葬式費用になります	
墓地、墓石の購入費用	➔	× 葬式費用になりません	
粗供養（香典返し）	➔	× 葬式費用になりません	
		会葬御礼として、通夜や告別式の当日に参列者全員に配るものは、葬式費用になります	

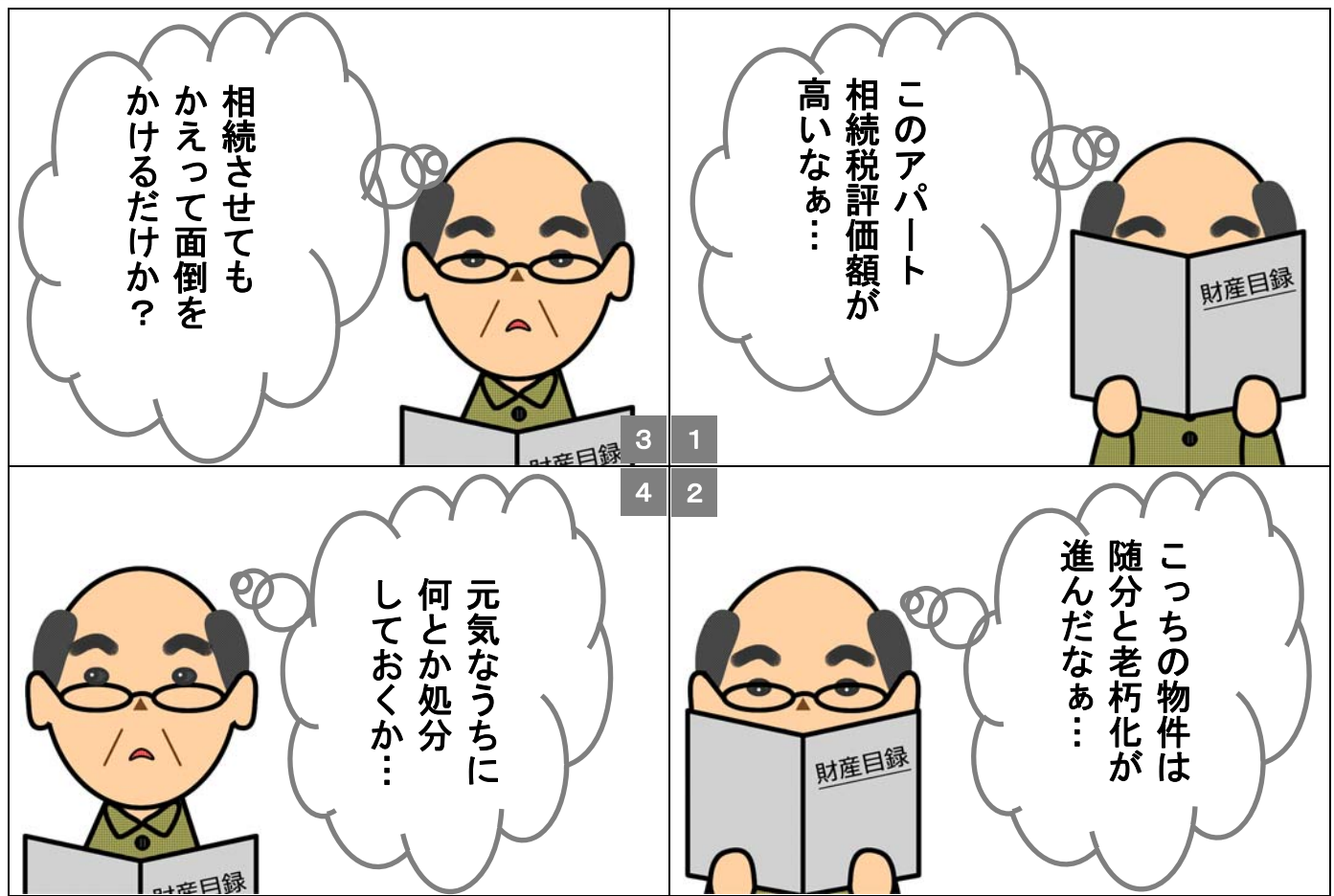
葬式費用については、宗教や地域的慣習、また被相続人の職業や社会的地位などによって、規模や必要な費用などが大きく異なります。また、ここでご紹介した以外でも、葬式費用になると考えられるものもあります。判断に迷われた際は、当事務所へお問い合わせください。

〈参考〉

相法 13、相基通 13-4、13-5、国税庁ホームページ

相続させない方が良い不動産

不動産の中には、相続させるよりも、生前に処分するなどの対策を行う方が望ましいものもあります。では、相続させない方が良い不動産とは、どのようなもののでしょうか。



相続税でデメリットが生じる！？

「現金よりも不動産を持っていた方が、相続では有利」といわれることがあります。それは、相続税を計算する際の不動産の評価額（以下、相続税評価額）が、実際に取引される価格（以下、実勢価格）より低くなる場合が多いためです。このような不動産は、相続税の計算をする上において、現金を持っているよりもメリットがある資産となります。

しかし、全ての不動産が相続で有利となるわけではありません。

次ページでご紹介する不動産は、相続税を計算する上でデメリットが多く、相続させない方が良いと一般的に考えられています。これらの不動産を所有されている方は、早期の売却を検討されると良いでしょう。



相続させない方が良い不動産の例

相続税評価額が実勢価格を上回っていると思われる不動産

- 住宅用地等としての需要が少なく、相続税評価額を下回る価格でしか売却できない地域の土地
- 個別要因による実勢価格の減少額が、相続税評価額を計算する上で減額できる額を大きく上回っている土地
 - －道路や隣地との高低差が激しい土地
 - －間口が狭い、不整形等により建物等の建築が困難な土地
- 過去に事故等（自殺・殺人事件等）があった又は近隣に嫌悪施設がある不動産
- 相続税評価額が実勢価格を大幅に上回っている建物（主に鉄骨造又は鉄筋コンクリート造）
 - －バブル期等、建築費が高い時期に建てられた豪華な建物
 - －規模の割に収入が少ない賃貸建物
 - －利用が困難な建物（建物取壊しにより価値が上がる不動産）
- 地代が低額である昔からの貸地（底地）



次の世代による管理が困難と思われる不動産

- 稼働率が低い賃貸不動産
- 大規模修繕等、建物のメンテナンスがほとんど行われていない不動産
- 遠方にある未利用不動産
- 建物が旧耐震基準である未利用又は賃貸不動産（取壊し予定の場合を除く）



値下がりが見込まれる相続後売却予定の不動産

- バブル崩壊後値下がり続けて、上昇傾向がみられない売却予定の不動産
- 賃料水準の低下が著しい売却予定の賃貸不動産



相続の争いの原因となりそうな不動産

- 全財産の中で大半の価値を占めている不動産
- 相続により取得することを嫌がられる不動産



期間のゆとりをもって対策を

“相続させない方が良い不動産”は、買い手から見ると“買わない方が良い不動産”となります。ゆえに、売却できない又は売却にかなりの時間を要する可能性があります。

売却をご検討の際は、売却が困難であるとともにすぐに諦めるのではなく、“相続させない方が良い不動産”を“相続させても良い不動

産”に転換できるよう、実行可能な対策を講じていくことも大切です。

なお、売却益を期待して購入した山林は、現在のところ売却を含め有効な対策が見つからない状況であり、“相続させるしかない不動産”といえます。このような状況にならないよう、不動産投資を行う前に、当事務所へご相談ください。

保険金受取人を複数人にする時の注意点

生命保険金は受取人を指定できるため、相続対策としても有効です。今回は、保険金の受取人を複数人へと変更する際の手続きとその注意点をご案内します。

渡したい人に、財産を確実に譲るために…

契約している生命保険、誰が受取人となっているかは把握されていますか？

自分の財産を、渡したい人に確実に譲るために、生命保険金を利用することができます。受取人を指定することはもちろんのこと、複数の受取人を設定し、それぞれが受け取る割合を指定しておくことも可能です。

次の事例で考えてみましょう。

相続対策を踏まえ、自分がかけている生命保険の見直しをしています。

現在の契約では妻が受取人となっていますが、自分に何かあった時に子供たちが平等に受け取れるよう、受取人を長男と次男に変更しようと考えています。

保険金の受取人を複数人指定することはできるのでしょうか？

契約後でも、受取人の指定は変更できます

生命保険金の受取人は契約後でも、被保険者の同意の上、変更することができます。

また、多くの契約で、保険金の受取人を複数人指定することは可能です。加入後、保険金等の受け取りが発生する前であれば、契約の途中でも受取人を変更することができます。

複数人を指定する際の注意点 その1 ～ 割合の指定を

保険金受取人を複数人にする場合、受取人ごとに割合を決め、合計100%となるように指定します。今回の事例では、次のようになります。

変更前の受取人
妻（配偶者）100%



変更後の受取人
長男 50% 次男 50%



複数人を指定する際の注意点 その2 ～ 受取人同士で確実な資金の移動を

保険金を複数人で受け取る場合、「① 代表者が保険金全額を受け取る方法」と「② 受取人それぞれが保険金を受け取る方法」の2つの受け取り方法が考えられます。

①の場合、次のような手続きの流れとなります。

1. 受取人の中から代表者を決める

2. 他の受取人は、代表者を了承する書面に署名、押印

3. 手続きに必要な書類一式を、保険会社に提出
(一般的に受取人全員の印鑑証明書を添付する)

4. 保険会社から代表者の口座へ保険金が支払われる

5. 代表者が、受取割合に応じて、他の受取人へ配分する



受取人の代表者に保険金を支払った後、保険会社は、契約の割合通りに他の受取人に配分されたかどうかまで確認はしません。よって、①の場合、きちんと契約通りの割合で受け取れるよう、受取人同士で資金の移動まで確実にを行う必要があります。

受取人が妻のままだと、子に渡した時に贈与税が！

例えば、受取人の変更をせず、一旦、保険金を妻（配偶者）が受け取り、それを半分ずつ長男と次男に渡した場合、妻（長男、次男から見ると母）から子二人に現金をあげたこととなり、贈与税の課税対象となります。

受け取った生命保険の保険金は、受取人固有の財産となるため、遺産分割協議で分けられるものではありません。そのため、必ず保険契約上で渡したい人を受取人に指定しておきましょう。

なお、保険会社や契約により、保険金受取人に指定できる範囲、指定方法、請求手続きは異なります。手続きの際には、ご契約の保険会社に直接お問い合わせください。

個別相談会同時開催

相続税が心配で、基本から確認したい方必見!!

今から出来る!! 相続対策セミナー



日時

2019年5月8日(水)
14:00~15:30 ※受付開始13:30~
※完全予約制です。

定員

先着 20名

※お申込は先着順とさせていただきます。ご了承下さいませ。
※受付次第、後日「受講票」をご郵送させていただきます。

第1部 14:00~15:00

**「相続税の基礎と
今から出来る対策」**

講師：江後 慎太郎
(京都税理士法人 財産管理部部長 税理士)

第2部 15:00~15:30

「失敗しない遺言書の書き方」

講師：牧本 亮介
(京都税理士法人 財産管理部 課長)

個別相談会 15:30~

※希望者のみ個別相談を承ります(無料)

会場

京都税理士法人 第2ビル 3階 研修室
(京都市南区吉祥院九条町30番地1)



- 【アクセス】
- ・JR西大路駅から徒歩5分
 - ・市バス202系統で西大路九条下車すぐ
- 【駐車場】
- ・台数に限りがございます。予めご了承下さい。

＜上記セミナーに関するお問合せ先＞

京都税理士法人 京都本社
＜TEL＞ 075-693-6363 (担当：杉本)
お電話受付時間：9:00-16:30 (土日祝除く)

上記セミナーのお申込は下記にご記入の上、FAXもしくはお電話にてお申込み下さい。

▼ FAX 075-693-6565 ▼

ふりがな 氏名			
ご住所	〒 ()		
TEL		個別相談 (無料)	希望する
FAX			※ご希望される場合は○印を付けてください。

※個人情報保護法に基づき、お客様のデータはセミナー受講者名簿として使用する他、京都税理士法人からの各種ご案内、情報提供のためにのみ使用致します。



〒601-8328
京都市南区吉祥院九条町30番地1 江後経営ビル【URL】 <https://ego-kcc.com/>【E-mail】 shisan@ego.co.jp